



銚子市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成28年 3月29日

銚子市監査委員	宮	内	孝	純
同	明	石	博	
同	根	本	茂	

# 平成27年度 行政監査結果報告書

## I 行政監査の役割

定期監査（財務監査）は財務事務を対象とするが、行政監査は、行政事務のほとんどが財務事務を伴っており、財務事務と不可分の一体となっていることから、財務事務を含む行政事務を対象とする。

本市では、毎年公営企業を含む全ての部課等を対象として定期監査を実施している。定期監査においても、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則り、財務事務の経済性・効率性・有効性について検証しているところであるが、全部課等・全事業を対象としており、監査すべき範囲は非常に広汎となっている。

これらを踏まえ、今年度は財務監査に併せ、特定のテーマに限定し行政監査を行い、行政事務における効率性・経済性を検証しようとするもので、財務監査と補い合うことにより、本市行政水準の向上を図ろうとするものである。

## II 監査のテーマ

予算の所管課等（以下「所管課等」という。）において契約事務を行う一者随意契約（特命随意契約。以下「一者随契」という。）について

## III 監査の目的

随意契約は、一般競争入札を原則とする地方自治制度において例外的な契約方法であり、一者随契は、さらに一者に絞って契約事務を行うことから、その契約事務における公平性、透明性及び妥当性の担保が一層求められるものである。

また、銚子市契約規則（以下「規則」という。）に定める一定の要件に該当する場合以外は、市における契約事務の主管課である総務課ではなく、所管課等において契約事務を行うこととなるが、必要の都度契約事務を扱うこととなるため、その適正な執行に十分留意することが求められる。

今回の行政監査は、一者随契のうち所管課等において契約事務を行うものを対象とし、随意契約とする根拠及び所管課等で契約事務を行う根拠、業者選定の妥当性及び概算額の算出について実態を調査し、検証を行うことにより、契約事務の一層の適正化を図り、地方公共団体の事務処理における基本原則である効率性・経済性の向上に資することを目的とする。

また、行政監査の実施により、契約に関する法令、例規及び随意契約ガイドライン等の遵守を図る。

#### IV 監査の対象

公営企業を含む全ての部課等を対象とし、原則として、次に掲げる要件の全てを満たす契約を対象とした。

- 1 一者随契
- 2 1件の概算額が10万円以上の契約（単価契約については概算額が10万円以上のもの）
- 3 次に掲げる歳出科目に係る契約
  - 11節 需用費のうち修繕料
  - 13節 委託料
  - 15節 工事請負費
- 4 所管課等において行った契約
- 5 対象部課等ごとに、平成27年4月1日から定期監査の基準日までに締結された契約

基準日	対象部課等
平成27年 8月31日	健康福祉部（社会福祉課、子育て支援課、障害福祉課、高齢者福祉課、健康づくり課） 消防本部・消防署 会計課 議会事務局
平成27年 9月30日	教育部（教育総務課、学校教育課、市立銚子高等学校、生涯学習スポーツ課） 水道課 医療対策室
平成27年11月30日	産業観光部（観光商工課、水産課、農産課） 農業委員会事務局 都市環境部（都市整備課、土木課、生活環境課）
平成27年12月31日	政策企画部（秘書広報課、企画課、財政課、職員課、税務課） 総務市民部（総務課、地域協働課、保険年金課、市民課、危機管理課） 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局

#### V 監査の期間

基準日が 8月31日の対象部課等	平成27年10月 2日から平成27年10月27日
基準日が 9月30日の対象部課等 のうち教育部	平成27年11月 4日から平成27年11月25日
基準日が 9月30日の対象部課等 のうち水道課、医療対策室	平成27年11月 4日から平成27年11月26日
基準日が11月30日の対象部課等	平成28年 1月 6日から平成28年 2月 1日
基準日が12月31日の対象部課等	平成28年 2月 3日から平成28年 2月25日

## VI 監査の方法

監査の実施に当たっては、定期監査の実施に併せて提出された契約関係文書について調査し、監査の着眼点ごとに検証を行い、必要に応じて関係職員からの説明を聴取した。

## VII 監査の着眼点

### 1 随意契約の適用条項について

- (1) 随意契約にあたって根拠となる地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第167条の2の適用条項が、契約関係文書に記載されているか。
- (2) 適用条項は適正か。

### 2 所管課等の契約の適用条項について

- (1) 所管課等における随意契約の執行にあたって根拠となる規則第24条の適用条項が、契約関係文書に記載されているか。
- (2) 適用条項は適正か。

### 3 業者選定理由について

- (1) 業者選定理由が、契約関係文書に添付されているか。
- (2) 業者選定理由は、一者に業者を限定して選定する理由を明確に説明し、妥当な理由であるか。

### 4 概算額について

- (1) 概算額の算出根拠が契約関係文書に記載されているか。
- (2) 概算額の算出根拠は明確かつ妥当か。効率性・経済性を考慮し算出されているか。

## VIII 調査結果集計

今年度の行政監査において監査を実施した契約件数は、222件であった。

### 1 所管課等別契約件数

所管課等別の契約件数は次のとおりである。なお、対象となる契約を締結していない所管課等は記載していない。

所 管 課 等		契約件数	構成比 (%)
政策企画部	秘書広報課	2	0.9
	企画課	3	1.3
	職員課	3	1.3
	税務課	3	1.3
総務市民部	総務課	9	4.1
	保険年金課	12	5.4
	市民課	3	1.3
健康福祉部	社会福祉課	1	0.5
	子育て支援課	3	1.3
	障害福祉課	6	2.7
	三崎園	2	0.9
	高齢者福祉課	3	1.3
	健康づくり課	21	9.5
産業観光部	観光商工課	2	0.9
	水産課	4	1.8
	農産課	4	1.8
都市環境部	都市整備課	9	4.1
	土木課	4	1.8
	生活環境課	32	14.5
医療対策室		1	0.5
消防本部		6	2.7
水道課		26	11.7
議会事務局		3	1.3
教育部	教育総務課	20	9.0
	学校教育課	11	5.0
	学校給食センター	1	0.5
	市立銚子高等学校	2	0.9
	生涯学習スポーツ課	10	4.5
	市民センター	4	1.8
	公正図書館	3	1.3
	青少年文化会館	7	3.2
選挙管理委員会事務局		2	0.9
計		222	100.0

## 2 歳出科目別契約件数

修繕料、委託料、工事請負費別の契約件数は次のとおりである。なお、委託料は、その内容についてさらに分類した。

歳出科目等		契約件数	構成比 (%)
修繕料		29	13.1
委託料		187	84.2
	清掃	(4)	(1.8)
	警備	(14)	(6.3)
	管理運営	(9)	(4.0)
	機械保守	(48)	(21.6)
	事業・研修会	(1)	(0.5)
	ゴミ・し尿	(19)	(8.6)
	除草・剪定	(3)	(1.3)
	物品製作	(2)	(0.9)
	保健医療	(20)	(9.0)
	調査研究・測定	(4)	(1.8)
	コンピュータシステム	(12)	(5.4)
	測量・設計	(2)	(0.9)
	その他	(49)	(22.1)
工事請負費		6	2.7
計		222	100.0

## 3 随意契約の適用条項

結 果 (「第〇号」は、自治令第167条の2第1項各号を示す。)		契約 件数	構成比 (%)
適用条項の記載あり		193	86.9
第1号	地方公共団体の規則で定める額を超えない契約	(102)	(45.9)
第2号	性質又は目的が競争入札に適しない契約	(62)	(27.9)
第3号	シルバー人材センター等との地方公共団体の規則で定める手続による契約	(8)	(3.6)
第5号	緊急の必要による契約	(1)	(0.5)
第6号	競争入札に付することが不利となる契約	(16)	(7.2)
第7号	時価に比して著しく有利な価格で締結できる契約	(4)	(1.8)
適用条項の記載なし		29	13.1
	記載はないが、概算額が規則第20条各号に定める金額を超えないため第1号適用となる契約	(18)	(8.1)
	その他	(11)	(5.0)
計		222	100.0

#### 4 所管課等の契約の適用条項

結 果 （「第○項」「第△号」は、規則第24条の各項・各号を示す。）		契約 件数	構成比 （%）
適用条項の記載あり		96	43.2
第1項	総務課に契約事務を依頼しなければならない額を超えない契約	(15)	(6.7)
第3項 第1号	非常災害等に際し必要な契約	(1)	(0.5)
第3項 第2号	シルバー人材センター等との地方公共団体の規則で定める手続による契約	(13)	(5.8)
第3項 第3号	その性質上所管課等において契約を行うことが適当と認められる契約等	(31)	(14.0)
第5項	単価契約	(35)	(15.7)
記載はあるが誤っているもの（第5項→第1項）		(1)	(0.5)
適用条項の記載はないが、概算額が第1項に定める金額を超えないため同項の適用となる契約		99	44.6
適用条項の記載が不要である契約（公営企業等）		27	12.2
計		222	100.0

#### 5 業者選定理由

結 果	契約件数	構成比 （%）
業者選定理由の記載あり	221	99.5
業者選定理由の記載なし	1	0.5
計	222	100.0

#### 6 概算額

結 果	契約件数	構成比 （%）
概算額の算出根拠あり	222	100.0
概算額の算出根拠なし	0	0.0
計	222	100.0

※ ただし、「概算額の算出根拠あり」の件数には、単に前年度の契約金額と同額としているものや、単価の出典が明記されていなかったものが含まれている。

## IX 監査の結果

所管課等において契約事務を行う一者随契について行政監査を行った結果、適用条項の記載、業者選定理由の添付等に一部不備がみられたものの、概ね適正に執行されているものと認められた。

監査の着眼点ごとの所見及び要望事項は、次のとおりである。

### 1 所見

#### (1) 随意契約の適用条項

地方公共団体の事務は、地方自治法をはじめとする関係法令及び当該地方公共団体の例規その他関係通知等に則って執行することを基本原則としている。

地方公共団体における契約制度は、一般競争入札を原則としており、随意契約は競争入札の例外となるため、随意契約を執行する場合は、自治令第167条の2第1項各号のいずれかに該当する場合にのみ可能となる契約の方法である。

監査では、適用条項の未記載が散見されたことから、適正な適用条項を執行伺書・起案書・業者選定理由等に記載されたい。

また、自治令第167条の2第1項第7号を適用する場合は、時価よりも2割程度安いという客観的事実を要するため、留意されたい。

なお、契約事務の執行に当たっては、執行伺書によらず起案書を用いている例が多く見られたが、起案書による場合に随意契約の適用条項の未記載が多く見られたため、これを防止する観点から、規則第24条第1項の規定に該当せず執行伺書の作成を義務付けられていない契約についても、起案書によらなければならない場合を除き、執行伺書の使用を検討されたい。

#### (2) 所管課等の契約の適用条項

本市における契約事務は原則としてその主管課である総務課で行うこととされており、規則第24条の規定に該当する場合にのみ所管課等においてこれを行うこととされている。

監査では、単価契約及び年度当初の契約を除いて、規則第24条の適用条項が記載されていない例が多く見られた。

このことから、所管課等において契約事務を行う場合は、自治令第167条の2第1項第1号を適用するため規則第24条第1項各号の規定に該当する場合を除き、規則第24条の適用条項の記載を徹底するとともに、適用条項に誤りがないよう特に留意されたい。

#### (3) 業者選定理由

1件10万円以上の随意契約を執行する場合は、規則第21条第1項の規定により、二者以上の者から見積書を徴取することが原則であることから、1件10万円以上の一者随契を執行する場合は、一者でなければならない理由を明確にしておく



必要がある。

しかし、業者選定理由において、単に専門的な知識がある、業務に精通している、過去に実績があることのみをもって選定理由としている例が多く見られたので、記載した理由が、当該一者を選定する理由として成り立つか十分に検討したうえで選定されたい。

なお、自家用電気工作物の保守管理業務等は、規制緩和により業者の選定範囲が拡大している事例もあるので、漫然と前例を踏襲するのではなく、業務の内容・規模等に応じ、適切な業者選定を行うよう努められたい。

#### (4) 概算額

契約事務における概算額は、妥当な算出方法による適正な金額で算出されていることが求められ、複数者による価格競争を伴わない一者随契においては、その適正さはより厳しく問われることとなる。

監査では、直近の実勢価格や物価動向を調査することなく、単に前年度の実績と同額としたものや、積算の内訳が明示されていないもの、積算根拠の出典が明らかでないものなどが見られた。

概算額の算出に当たっては、可能な限り実勢価格や物価動向を調査のうえ、積算根拠の出典を明記されたい。また、業者から参考に見積書を徴取した場合やインターネット等で調査した場合は、実勢価格等の調査結果を記載し、適正な概算額の算出に努められたい。

#### (5) その他

##### ① シルバー人材センターへの業務委託

シルバー人材センターへの業務委託は、昨今偽装請負等が指摘されている事例もあるため、契約の内容及び方法を精査し、事務を適切に執行するよう留意されたい。

##### ② 仕様書の整備

監査では、契約関係文書に仕様書が添付されていない事例や、仕様書に必要な項目が記載されていない事例が散見された。仕様書の作成にあたっては、件名（委託業務名等）、履行期間、支払方法等、具備すべき項目について十分確認したうえで契約事務を執行されたい。

## 2 要望事項

地方公共団体の事務の執行においては、地方自治法第2条第14項の規定に基づき、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるように事務を執行しなければならない。

行政監査制度は、従来の財務事務に対する監査に加え、行政事務、すなわち事務処

理の手續そのものに対して、その効率性・経済性を合規性と併せ検証しようとするものであることから、今年度の行政監査は、所管課等で執行する一者随契において、合規性はもちろんのこと、その効率性・経済性の向上に資することを最終の目的として実施したもので、所見を踏まえ、次の2点について要望する。

(1) 契約事務における効率性・経済性の向上

今年度の行政監査においては一者随契を対象としたが、一者随契は自治令第167条の2及び規則第21条の規定に該当する場合にのみ可能な例外的な契約方法であり、契約事務を進める際には、これらの条項に該当しているか、業者選定理由については選定しようとする一者が契約の相手方として適格であることを適切に説明しているかを十分に検証する必要がある。

検証の結果が一者随契の適用条項に該当しない場合、又は適切な業者選定理由が成り立たない場合には、競争を原則とする制度の基本に立ち返り、競争入札又は二者以上の者からの見積徴取によることとし、契約事務における公平性、効率性及び経済性の更なる向上を図られるよう要望する。

(2) 法令、例規及び随意契約ガイドライン等に則った適切な契約事務の執行

今年度の行政監査においては、随意契約の適用条項（自治令第167条の2第1項）及び所管課等の契約の適用条項（規則第24条）が記載されていない例が散見されたが、契約事務の適正化を図るため、契約に関する法令、例規及び随意契約ガイドラインを踏まえ、契約事務における合規性の確保に努められたい。

各所管課等においては、随意契約に関する具体的な運用指針である随意契約ガイドラインを十分に理解したうえで契約事務を執行するとともに、執行伺書等の契約関係文書の起案から決裁に至る事務処理において、関係する職員は、当該文書を十分に精査するよう努められたい。

また、契約事務主管課においては、所管課等の契約事務に関する研修、指導、関連情報の提供等に引き続き尽力されるよう要望する。

最後に、地方自治制度にも及ぶ規制緩和の波と公共サービスのあり方の変化等を概観した場合に、委託をはじめとする民間活力の導入については、今後もより拡大する趨勢であると判断される。このことを踏まえ、所管課等においては、委託を含む事務のあり方全般について常に検証し、適切な事務の執行形態を追求することにより、最小の経費で最大の効果を挙げられるよう要望する。

【参考】

随意契約関係法令等

地方自治法 第234条第2項
前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

銚子市契約規則 第24条
1 予算執行者は、次の各号に掲げる契約(単価による契約を除く。)をしようとするときは、工事執行伺書、物品購入伺書、物品賃貸借伺書(長期継続契約)、委託執行伺書又は委託執行伺書(長期継続契約)に必要事項を記入して、総務市民部総務課長(以下「総務課長」という。)又は総務市民部長に契約に係る事務を依頼しなければならない。
(1) 工事または製造の請負を目的とする契約で、1件の金額が130万円を超えるもの
(2) 物品の購入を目的とする契約で、1件の金額が80万円を超えるもの
(3) 物品の賃貸借を目的とする契約で、1件の金額が80万円を超えるもの(長期継続契約に限る。)
(4) 業務の委託を目的とする契約で、1件の金額が50万円を超えるもの
3 前各項の規定にかかわらず、第1項に規定する契約のうち、次の各号に掲げる契約をしようとするときは、予算執行者において当該契約に係る事務を行うことができる。
(1) 非常災害又はこれに準ずる緊急事態の発生に際し、人命及び財産の保護のために必要な物品の購入又は工事若しくは製造の請負その他の契約
(2) 政令第167条の2第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する契約
(3) 前各号に定めるもののほか、その性質上予算執行者において事務を行うことが適当と認められる契約その他特別の理由がある契約
5 単価による契約に係る事務は、予算執行者が行うものとする。ただし、入札による契約を要すると予算執行者が認めるものについては、この限りでない。

地方自治法施行令 第167条の2第1項	銚子市契約規則 第20条
地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。	政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。	
① 工事または製造の請負	都道府県及び指定都市 250万円 市町村 130万円
② 財産の買入れ	都道府県及び指定都市 160万円 市町村 80万円
③ 物件の借入れ	都道府県及び指定都市 80万円 市町村 40万円
④ 財産の売払い	都道府県及び指定都市 50万円 市町村 30万円
⑤ 物件の貸付け	都道府県及び指定都市 30万円
⑥ 前各号に掲げるものの以外のもの	都道府県及び指定都市 100万円 市町村 50万円

銚子市契約規則 第21条第1項
予算執行者は、随意契約に付するときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1人の者から見積書を徴して随意契約に付することができる。
(1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。
(2) 市場価格が一定している場合であつて、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がある物品を購入するとき。
(3) 1件の金額が10万円未満の契約を締結するとき。
(4) 2人以上の者から見積書を徴することが適当でないとき。

一者随契

随意契約

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
(3) ① 次に掲げる施設で製作された物品を買い入れる契約 ア：「障害者総合支援法」に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、障害者基本法に規定する小規模作業所 イ：アに準ずる者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者 ウ：生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設 ② 次に掲げる者から役務の提供を受ける契約 ア：上記①アに規定する施設 イ：高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター連合若しくはシルバー人材センター等 ウ：ア～イに準ずる者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者 エ：母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉団体等 オ：生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設
(4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。
(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
(9) 落札者が契約を締結しないとき。

(各号の具体的運用指針)

随意契約  
ガイドライン

所管課等契約